



[経済産業省ホーム](#) > [消費者政策ホーム](#) > [製品安全ガイドホーム](#) > [事業者のみなさまへ](#) > [消費生活用製品安全法のページ](#) > [消費生活用製品安全法の概要](#)

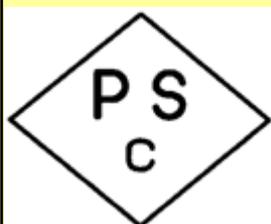
## 消費生活用製品安全法の概要

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造、輸入及び販売を規制するとともに消費生活用製品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進し、もって一般消費者の利益を保護することを目的として、昭和48年に制定されました。

### ■ 国による消費生活用製品の安全規則(PSCマーク制度)

消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSCマークがないと販売できず、マークのない製品が市中に出回った時は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができます。これらの規制対象品目は、自己確認が義務づけられている特定製品と其中でさらに第三者機関の検査が義務付けられている特別特定製品があります。

※PSCは、Product Safety of Consumer Productsを、略したものです。

特定製品		登山用ロープ	身体確保用のものに限る。
		家庭用の圧力なべ及び圧力がま	内容積が10リットル以下のものであつて、9.8キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するように設計したのものに限る。
		乗車用ヘルメット	自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。
		石油給湯機	灯油の消費量が70キロワット以下のものであつて、熱交換器容量が50リットル以下のものに限る。
		石油ふろがま	灯油の消費量が39キロワット以下のものに限る。
		石油ストーブ	灯油の消費量が12キロワット(開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、7キロワット)以下のものに限る。
特別特定製品		乳幼児用ベッド	主として家庭用において出生後二四ヶ月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したのものに限るものとし、揺動型のものを除く。
		携帯用レーザー応用装置	レーザー光(可視光線に限る。)を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したのものに限る。
		浴槽用温水循環器	主として家庭において使用することを目的として設計したのものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となっているものであつて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大循環流量が十リットル未満のものを除く。

### ■ [製品事故情報報告・公表制度](#)

### ■ [長期使用製品安全点検・表示制度](#)